

平成25年度における優越タスクの取組状況

第1 処理の状況

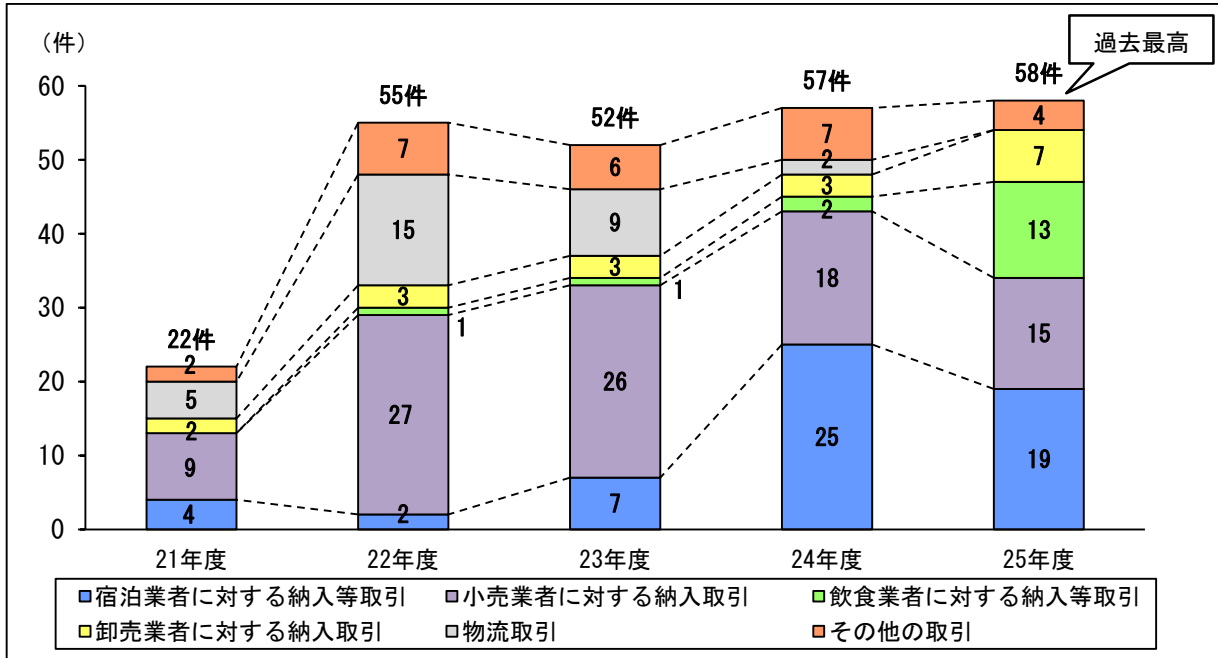
1 処理概況

公正取引委員会では、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしているところ、平成25年度においては、これまでの優越的地位の濫用に係る注意件数として過去最高の58件の注意を行った。

なお、これとは別に、公正取引委員会は、平成25年度において、スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用に係る独占禁止法違反事件について、下表のとおり法的措置を採った。

違反行為者	措置年月日	課徴金額	違反行為の内容
㈱ラルズ	平成25年7月3日	12億8713万円	①従業員等の派遣の要請 ②協賛金等の負担の要請 ③購入強制

<図：年度別注意件数の推移>



2 注意の件数及び内容

- (1) 優越タスクにおいて注意を行った58件を取引形態別にみた場合、宿泊業者に対する納入等取引が19件と最も多く、次いで小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が15件、飲食業者に対する納入等取引が13件、卸

売業者に対する納入取引が7件、その他の取引は4件となっている。

- (2) 優越タスクにおいて注意を行った事案について、取引形態別に注意対象となった行為類型をみた場合、表のとおり、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が24件中19件と最も多かった。また、小売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が29件中12件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が11件となっている。さらに、飲食業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が13件、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が6件と最も多くなっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が38件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が27件、「従業員等の派遣の要請」が15件となっている。

- (3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	宿泊業者 に対する 納入等取引	小売業者 に対する 納入取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	19	3	13	1	2	38
協賛金等の負担の要請	4	12	2	6	3	27
従業員等の派遣の要請	0	11	0	3	1	15
その他経済上の利益提供の要請	0	0	2	0	1	3
返品	0	2	3	1	0	6
支払遅延	0	1	0	1	0	2
取引の対価の一方的決定	1	0	0	0	0	1
合計	24	29	20	12	7	92

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数(58件)と行為類型の内訳の合計数とは一致しない。

第2 効率的・効果的な処理

1 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいて、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことにより、優越的地位の濫用行為に係る事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することで、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

- (2) 優越的地位の濫用に係る注意件数は、平成25年度においては、58件と過去最高の件数(平成23年度は52件、平成24年度は57件)であった。

また、1か月当たりの処理件数は、平成25年度は約4.8件であり、前年度と同水準であった。

- (3) 平成25年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約53日であった（前年度は約55日）。

2 効果的な処理

- (1) 優越タスクにおいて、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、全ての事案について職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者による納入取引の事案であれば仕入の責任者（取締役等）といった者と面談を行っている。

この関係事業者に対する面談では、優越的地位の濫用行為の規制の趣旨、目的等について十分な理解を得るためにパンフレット等を用いて具体的かつ詳細に説明している。

- (2) 面談後、関係事業者が、自主的に改善し、再発防止に努める旨を文書で報告してきた内容のうち、主な内容は次のとおりである。

ア 宿泊業者に対する納入等取引

宿泊業を営むaからは、以下の報告があった。

- (ア) 購入・利用強制について、取引先事業者に対し、取引関係に影響のある者からお節料理等の購入を要請していたが、今後、取引先事業者に対しては、案内状の配布を含めお節料理等の購入要請は行わないこととした。
- (イ) 協賛金の負担の要請について、取引先事業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく協賛金の負担を要請していたが、今後、取引先事業者に対して協賛金の負担を要請する場合は、協賛金の用途、協賛金額の算出根拠、取引先業者にとってのメリットを明確に示すこととした。
- (ウ) 社内において、社長、常勤監査役等をメンバーとする公正取引推進のための委員会を設置して、今後、独占禁止法の遵守を推進し、同法に抵触するような事態が生じないように、社内の独占禁止法上の優越的地位の濫用の防止に関するガイドライン等の運用の見直しについての検討を行うこととした。

イ 小売業者に対する納入取引

食品スーパーマーケット業を営むbからは、従業員等の派遣の要請について、取引先納入業者に対し、店舗改装の際に、他社商品を含む陳列作業について費用を負担せずに従業員等を派遣するよう要請していたが、今後、取引先納入業者に従業員等の派遣を要請する場合は、事前に業務内容、労働時間等の派遣条件について合意を得るとともに、派遣に通常必要となる費用を負担することとしたとの報告があった。

ウ その他の取引

繊維等卸売業を営むcからは、従業員等の派遣の要請について、取引先納入業者に対し、納入業者の有する販売に関する能力等が活用できる作業とはいえない商品の品出し等の作業について費用を負担せずに従業員等を派遣するよう要請し

ていたが、今後、取引先納入業者に対する従業員等の派遣の要請は行わないこととし、また、全従業員に対し、優越的地位の濫用規制を内容とするDVD等を使用して勉強会を開催したほか、今後、半年に一度、社員教育のため、優越的地位の濫用に係る勉強会等を実施していくとの報告があった。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むAは、取引関係に影響を及ぼし得る取引担当者から取引先事業者に対し、Aの運営するホテルで利用できる食事券やホテルで開催されるディナーショーのチケットの購入を要請していた。
- (2) 宿泊業を営むBは、取引関係に影響を及ぼし得る担当取引者から取引先事業者に対し、Bの運営するホテルにおいて開催されるディナーショーのチケットについて、一般販売後に売れ残ったものを、購入枚数を指定した上で購入を要請していた。
- (3) 宿泊業を営むCは、取引先事業者に対し、Cの運営するホテルで開催されるディナーショーのチケットについて、取引先事業者ごとの販売目標枚数を定め、当該目標枚数のチケットを送付した上で、購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (4) 宿泊業を営むDは、Dの運営するホテルで開催するウエディングフェアの開催費用の一部を補填するため、取引先事業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

取引の対価の一方的決定

- (5) 宿泊業を営むEは、取引先事業者に対し、従来の取引価格から、一律に一定率での引下げを要請し、一方的に取引価格を設定していた。

2 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケット業を営むFは、取引関係に影響を及ぼし得る仕入担当者から取引先納入業者に対し、Fが販売するお節料理、メロン等の購入を要請していた。
- (2) 食品スーパーマーケット業を営むGは、取引関係に影響を及ぼし得る仕入担当者から取引先納入業者に対し、Gの新規開店に際して、Gが指定する生花店からのお祝い花の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 小売業を営むHは、カタログ作成や販売促進キャンペーンを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、また、要請文書において、回答がない場合には承諾したものとみなす旨を記載して、協賛金の負担を要請していた。
- (4) 食品スーパーマーケット業を営むIは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、オープンセール時の値引きの原資とするため、算出根拠等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。
- (5) 食品スーパーマーケット業を営むJは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該店舗でのオープンセール等の値引きの原資とするため、オープンセールとは関係のない既存店舗の仕入額を含めた取引額を基に算出した額の協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (6) ディスカウントストア業を営むKは、取引先納入業者に対し、当該納入業者の直接の利益にはならない棚卸作業について、半期ごとに従業員等の派遣を要請していた。
- (7) 食品スーパーマーケット業を営むLは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、派遣のために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (8) ホームセンター業を営むMは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、一部の請求のあった納入業者を除き、派遣のために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

返品

- (9) ホームセンター業を営むNは、取引先納入業者に対し、店舗改装の際に売れ残った商品等について、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

3 飲食業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 飲食業を営むOは、取引関係に影響を及ぼし得る取引担当者から取引先事業者に対し、Oが販売するお節料理及び恵方巻きの購入を要請していた。

- (2) 飲食業を営むPは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引関係に影響を及ぼし得る取引担当者から当該オープン店舗に納入等する取引先事業者に対し、当該店舗の利用を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 飲食業を営むQは、取引先事業者に対し、広告費等の販売促進費用の一部を補填するため、算出根拠等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

返品

- (4) 飲食業を営むRは、取引先事業者に対し、在庫のまま売れ残った商品について、返品によって当該取引先事業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

4 卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

- (1) 日用品等の卸売業を営むSは、決算セールを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。
- (2) 飲食料品の卸売業を営むTは、販売促進キャンペーンを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) 卸売業を営むUは、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、Uの販売先小売業者の店舗における商品陳列作業を行わせるため、派遣のために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

5 その他の取引

購入・利用強制

- (1) 食料品製造業を営むVは、取引関係に影響を及ぼし得る仕入担当者から取引先納入業者に対し、Vが販売する中元又は歳暮商品の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 製造業を営むWは、Wの創立記念事業を実施するに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者の商品の販売促進につながるとはいえないにもかかわらず、協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) 建設業を営むXは、主に住宅購入者を対象としたイベントの開催に際し、取引先事業者に対し、当該事業者の直接の利益にはならないにもかかわらず飲食店ブースでの接客業務等を行わせるために従業員等の派遣を要請していた。